

(写)  
3 西健生第 270 号  
令和 3 年 11 月 29 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 佐 藤 公 男 殿

西東京市長 池 澤 隆 史

令和 2 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和 3 年 3 月 31 日付 2 西監第 182 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>行旅死亡人の取扱いに要した費用について、西東京市行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関する規則では、葬祭費用などの弁償額に当該死亡人の遺留金品を充ててもなお費用の弁償額に足りないときは、東京都に対してその不足額を請求することを定めているが、費用請求手続は行われていなかった。</p> <p>規則及び行旅病人、行旅死亡人及び墓地埋葬法第9条事務の手引等にのっとり、適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>請求漏れを防ぐために、費用等の請求状況が確認できるような処理状況の一覧を作成した。</p> <p>事務処理が滞らないように、複数の職員で行える体制にし、適正な事務執行に向けて東京都が発行する事務の手引について職員周知に努めるとともに再発防止に取り組む。</p>
指摘事項 2	<p>被保護者、行旅死亡人等の遺留金品等の管理について、金庫内への遺留金品等の一時保管に関する基準では、生活福祉課担当職員が遺留金品等を相続人等に受け渡すまでの間、一時的に保管する場合は、金庫を使用し遺留金品等のリスト及び管理簿（以下「管理簿等」という。）を作成すること、毎月末には金庫内を改め管理簿の内容と相違ないかを確認することを定めている。</p> <p>しかし、簡易な記録はあるものの、基準に基づく管理簿等は作成されておらず、毎月末に実施すべき金庫内の確認も行なわれていなかった。</p> <p>基準等にのっとり適正な管理を行うとともに、遺留金品等の適切な処分について検討すべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>課内及び係内会議を通じて、遺留金品等の一時保管の手続きについて適正な管理に向けた基準の見直しを行い、職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>生活保護費返還金等事務について、生活保護法施行に係る返還金等事務取扱要領では、納付期限経過後 30 日を経てもなお返還金等の納入がないときは督促状により督促し、督促後指定納付期限までに納入がないときは催告書により催告することを定めているが、督促状及び催告書（以下「督促状等」という。）の発送については、納入通知日又は納付期限にかかわらず年 1 回まとめて行われていた。</p> <p>生活保護費返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法等に督促を行う時期、指定する期限について特に定めはないが、適切な時期に督促状等を発送すべきである。また、不正受給等に対する徴収金については、必要に応じて関係部署と連携するなど、組織的な滞納整理について検討すべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>地区担当員毎の債権回収の収納状況一覧の配付を定期的に行い、状況の把握に努める。実務の運用にあわせて要領の改正を行う。返還金等については、個々の生活状況を鑑みながら判断し、適切な納付指導を行っていく。</p>